

# 告 発 状

令和 5 年 9 月 27 日

東京地方検察庁検事 殿

告発人 池 田 正 行

告発人 連絡先 〒760-0067 香川県高松市松福町2丁目16番63号  
職 業 法務省 矯正医官・医師  
氏 名 池田正行  
昭和31年4月12日生  
電話 087-821-6116

被告発人 勤務先 〒910-1193 吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3  
国立大学法人 福井大学 医学部  
職 業 大学教授・医師  
氏 名 兵頭秀樹  
電話 0776-61-3111

(事件当時の勤務先/職位は 国立大学法人 北海道大学 准教授)

## 第1 告発の趣旨

被告発人の下記告発事実の各所為は、刑法156条虚偽公文書作成罪に該当すると思料されるので、被告発人の厳重な処罰を求め告発する（刑事訴訟法239条2項）。

## 第2 告発事実

被告発人 兵頭秀樹は、平成28年から北海道大学 死因究明教育研究センター特任准教授、平成30年からは同大学 法医学教室准教授として、死因究明を主とする法医学教室の業務に携わっていたものである[1]。被告発人は、後述する国家賠償訴訟（東京地方裁判所令和元年（ワ）第29145号損害賠償訴訟、以下本事件）[2]の原告伊藤満寿子（以下 満寿子）の要請に応じ、平成29年10月17日に死亡した満寿子の夫、耕（以下 亡耕）の死体が、あたかも死亡から4週間経った同年11月15日に解剖されたかの如く装う「解剖結果診断書」（以下 兵藤診断書 甲9号証[3]）を作成し満寿子に手渡したものである。満寿子は兵藤診断書が偽造公文書であることを秘して国を欺き、令和5年2月17日、和解によって4300万円余を国に交付させた[4]。

## 第3 告発の事情

### 1. 告発人が本事件に関わることになった経緯

告発人は平成27年より、矯正医療に対する国家賠償訴訟に関して当該矯正管区及び法務局から相談を受け、医学専門家として第三者の立場から助言する業務に携わっており、これまで13件の事件について代理人らと協議の上意見書を作成している。これら一連の活動が評価され、告発人は平成30年3月に高松矯正管区長表彰を受けている。本事件は令和元年10月30日に東京地方裁判所民事部に対し月形刑務所に服役していた亡耕の診療について国の過失責任を問う旨の訴状が提出されたものである[2]。告発人は令和2年7月に被告指定代理人である東京法務局並びに札幌矯正

管区の担当者[5]から連絡を受け、第三者専門家として協議に参加、意見書を執筆し、その後も継続して助言を行った。しかし告発人の意見書は証拠として採用されることではなく、証言も求められずに裁判は和解で終結した[4]。

## 2. 兵頭診断書・写真共に死後1日～2日の解剖所見である

告発人は本事件の協議の中で、原告より証拠として提出された兵藤診断書の記載内容を入念に検討した。その結果兵頭診断書に記されているのは、死亡4週間後の平成29年11月15日に解剖されたものではなく、死後1日～2日で解剖された所見[6, 7]に他ならないことを見出し、その旨の意見書を提出した[8]。以下、死亡1日～2日後の解剖で得られた所見の日付を、被告発人が付け替えて診断書としたことを説明する。

### 2-1. 診断書記載は死後1日～2日で解剖された所見に他ならない

兵頭診断書記載の以下の所見はいずれも死後1日～2日後の死体现象である[6, 7]。

- ①死後硬直が認められないこと
- ②角膜混濁が高度であること
- ③直腸温7.5度（死後30時間以上経っている）
- ④暗緑色の死体変色

死後4週間では諸臓器は全て腐敗しているため上記の所見はそもそも存在しない。

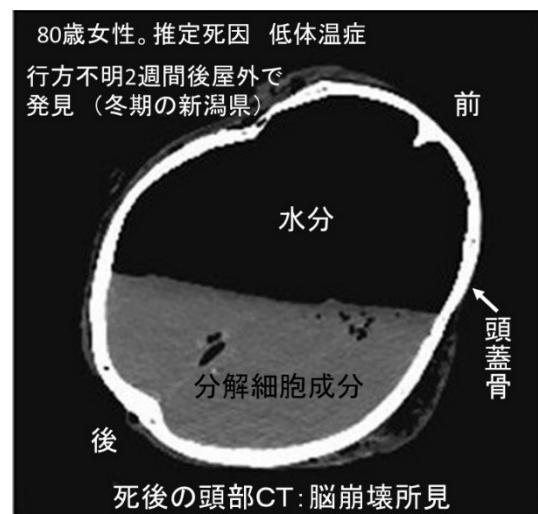
### 2-2. 提出された写真も死後4週ではあり得ない新鮮な解剖所見を示している

満寿子は死後4週間の解剖の証拠と称して兵頭から提供された解剖所見を示した肉眼写真を提出した[9]。しかしその写真が示すのは死後4週間（この時期には全ての臓器が腐敗している）[7]ではなく、兵頭診断書の文面と全く同様に死後1日～2日後の新鮮な解剖所見に他ならない。特に脳は諸臓器の中で最も変性しやすく、たとえ低温下であっても数日で腐敗以前に泥状となってしまうことを以下説明する。

①脳はわずか数日で泥状化する：呼吸停止し酸素供給が断たれると数分後に脳の細胞は死滅する。その後、時間単位で脳軟化と脳浮腫とが進行し数日後には脳の原型を留めず泥状となる。この脳の泥状化過程は細菌による腐敗とは異なり冷蔵庫のように外部環境が低温であっても進行する。たとえ大学医学部法医学教室の冷蔵庫に保存されたとしても4週間後には脳は完全に泥状化する。

このことは冬期の新潟県で行方不明になり2週間後に発見された80歳女性例の死後の頭部CT像でも、泥状化した脳が上澄みの水分と沈殿した分解細胞成分に分離されている

（右図）一方、原告から提出された6枚の写真（PB140145-50）は立派に脳としての形を留めている。死後4週間の解剖ではあり得ない所見である。（CT画像は「死亡時画像診断（Autopsy imaging）におけるチェックシートの活用」より  
<https://www.niigatashi-ishikai.or.jp/newsletter/academic/201906262842.html>）



さらに、提出された写真が示す血液、胃内容についても、死後 4 週間の解剖ではあり得ない[7]、新鮮な解剖所見が示されている。

②血液：そもそも死後 4 週間で血液採取は不可能である。なぜならば血液を保持する血管も死亡直後から融解と腐敗が始まり、そこから血液が漏出/消失するからである[7]。写真では胸腔内（PB140145-8）、心嚢内（PB140149-50）、左右心腔内（PB140160-63）等、血液が採取できているが、これは死後 1-2 日に解剖を行ったからであり、全ての臓器が腐敗している死後 4 週間の解剖ではあり得ない[7]。

③胃内容：診断書では麦飯、ニラ様片、白菜様片等、極めて詳細に食物が特定されている。写真もその記載を支持している（PB140253-5）。このように生前の食事内容が肉眼で精密に特定できることも、全ての臓器が腐敗している死後 4 週間の解剖ではあり得ない[7]。

### 3. 死後 4 週間での解剖を示す書証も提出されていない

#### 3-1. 死後 4 週間も経っての承諾解剖などあり得ない

司法解剖とは異なり、犯罪とは無関係の承諾解剖は死後可及的速やかに解剖を行う。これは時間単位で進行する内臓病変の腐敗により死因究明が困難になるのを防ぐためである。死因究明を目的としない系統肉眼解剖（医学生の解剖学実習）でさえ、48 時間以上経過した遺体は腐敗が進んでいるため受け容れていない[10]。ましてや承諾解剖ならば死因究明に正確を期すため極力死亡当日に行われる。たとえ夜間の死亡で体制を整えるために時間がかかるとしても、翌日には解剖を行うのが常識である。死因究明のための承諾解剖を 4 週間経って行うことなどあり得ない。この点からだけでも兵頭診断書に対して重大な疑義が生じる。

#### 3-2. 死後 4 週間の解剖を示す書証も皆無

解剖が行われた時は以下の記録、標本が必ず作成され保存される[11]。ところが被告国の求釈明に対して原告は何ら正当な理由を示すことなくいずれも提出を拒んだ。

1) **承諾書**：行われたのは法医解剖ではなく承諾解剖だったと原告は主張しているが肝心の承諾書が提出されていない。

2) **解剖記録**：手術が行われた時は必ず手術記録が作成されるのと全く同様、解剖が行われた際には必ず診断書とは別途、解剖記録が作成される。そこには解剖が行われた日時（開始時間、終了時間を含む）、解剖を行った者の氏名（執刀者、助手）、摘出した臓器の重さ、その後の処理方法（例：ホルマリン固定）等、実際に解剖が行われたことを示す事実を記載された公文書が作成される。

3) **解剖所見口述録音**：術中、執刀者による解剖所見の口述録音も行われる。

4) **組織病理標本**：後日臓器病変を顕微鏡で検討するための組織病理標本（プレパラート）も作成される。

#### 3-3. 解剖に警察官が立ち会った証拠

解剖場面を撮影した写真の一部には制服を着た警察職員が映り込んでいる  
(PB140085) [9]。もし4週間後に行われた承諾解剖ならば犯罪には関係がないのだから  
警察職員が立ち会うことなどあり得ない。

#### 4. 死体安置場所の説明でも決定的な齟齬

満寿子は亡耕の死体について以下のように説明した。すなわち、平成29年10月19日の死体搬入から北海道大学に移送される同年11月14日までの26日間は東京都杉並区の葬儀社（平安祭典城西支社）でドライアイスを棺に入れて安置され、11月14日に北海道大学に移送したと主張した[12]。ところが、同大学法医学教室の的場光太郎医師は、告発人の照会[13]に対し、死後4週間解剖まで一貫して同教室の冷蔵庫に保管されていたと回答している[14]。なお、ドライアイス、冷蔵庫いずれの方法でも4週間の間に腐敗は免れないことは、告発人の意見書に詳細な説明がある[8]、

#### 第4 添付資料

1. 科学技術振興機構. 兵頭秀樹 経歴
2. 東京地方裁判所 令和元年(ワ) 第29145号損害賠償訴訟. 伊藤事件 訴状
3. 兵頭秀樹. 伊藤耕死体解剖 診断書 平成29年11月15日 甲9号証
4. 弁護士ドットコム. 伝説的ミュージシャン獄中死で勝利的和解 2023年02月18日
5. 東京地方裁判所 令和元年(ワ) 第29145号損害賠償訴訟. 行政庁質問事項
6. 名古屋市立大学医学部. 法医学総論 死体现象.
7. 山口大学 医学部 法医学教室. 死体现象論.
8. 池田正行. 伊藤事件に対する意見書
9. 兵藤秀樹. 伊藤耕 死体解剖所見 (DVD)
10. 鹿児島大学白菊会. 医師育成のご支援.
11. 深山正久, 山内春夫. 解剖調査実施マニュアル案
12. 甲A第11号. 電話聴取書
13. 池田正行. 的場光太郎医師への照会状 令和3年11月16日
14. 的場光太郎. 告発人の照会に対する回答 令和3年12月27日